

# 秋田市グループウェアシステム更新に関する公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本市では、現在運用しているグループウェアシステムである「Lotus Notes」について、「HCL Notes/Domino」の最新バージョンによる更新を実施する。なお、本市が現在運用している「Lotus Notes」は、クライアントのバージョンは6.5およびサーバーのバージョンは8.5である。更新に当たり、要件定義、新たなグループウェアシステム（以下、「新グループウェア」という。）の導入、システム環境構築、賃貸借および運用保守等を行うために、企画提案力、技術力およびプロジェクト全体のマネジメント能力等を求めることから、内容を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定する。

## 2 業務名

秋田市グループウェアシステム更新業務（以下「本業務」という。）

## 3 業務内容

別添「秋田市グループウェアシステム調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 4 履行期間

契約期間は契約締結日から令和11年9月30日まで。

支払期間は令和6年10月分から令和11年9月分まで。

## 5 提案上限金額

304,141,860円（消費税および地方消費税を含む。）

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加を表明できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 秋田市内に本店又は支店、営業所があり、障害発生時等に迅速に対応できること。

- (2) 過去5年間に地方公共団体において、20万人以上の団体で、グループウェアの構築・更新・移行等を受託し、これらを誠実に履行した実績を有すること。
- (3) 提案する「HCL Notes/Domino」のバージョンについては、提案時点で最新のものとする。
- (4) プライバシーマーク（JIS Q 15001）、ISMS/情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）および品質マネジメントシステム（ISO9001）等の、第三者機関の評価による認定、認証を受けていること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (6) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (7) 本市の市税に滞納がないこと。
- (8) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。
- (9) 本業務は共同企業体で提案することも可とする。その場合共同企業体に参加する団体すべてが(4)～(8)を満たすこと。(1)については、当該共同企業体の構成員の代表企業が満たすこと。(2)については、当該共同企業体の構成員のいずれかが満たすこと。なお、当該共同企業体の構成員は、単独および他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加できないこととする。

## 7 日程

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。ただし、本市の都合により予定を変更する場合がある。

令和5年5月12日(金) 公募開始

令和5年5月22日(月) 質問書提出期限

令和5年5月29日(月) 質問回答期限

令和5年5月31日(水) 参加表明書兼誓約書等提出期限

令和5年6月 2日(金) 1次審査結果の通知

令和 5 年 6 月 1 4 日(水) 企画提案書提出期限

令和 5 年 7 月 5 日(水) 提案書およびプレゼンテーション審査の実施

令和 5 年 7 月 7 日(金) 最終選定結果の通知

令和 5 年 8 月 契約締結予定

## 8 質問の受付および回答

本業務に関し質問がある場合は次の定めによるものとし、他の方法による質問は一切認めない。又、本プロポーザルに直接関係する質問にのみ回答するものとし、不適切な質問に対しては回答しない。

(1) 質問方法 電子メール(到達を電話で確認すること。)

(2) 質問様式 質問書(様式 1)

※質問は 1 枚に 1 つとし、必要に応じて複数提出することも可とする。

(3) 質問書提出期限 令和 5 年 5 月 2 2 日(月) 午後 5 時

(4) 送 信 先 秋田市企画財政部情報統計課メールボックス  
ro-plif@city.akita.lg.jp

(5) 回答方法 質問と回答は、5 月 2 9 日(月)までの間に随時、秋田市公式ホームページで公開する。

## 9 参加表明書兼誓約書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

(1) 提出様式

ア 参加表明書兼誓約書(様式 2)

(ア) 単独企業の場合：様式 2-1

(イ) 共同企業体の場合：様式 2-2

併せて、共同企業体の場合は、以下内容を反映させること。

- ・共同企業体の場合、以下の様式 3、様式 4 の右上に「代表企業」又は「代表企業以外の企業」と明記した上で、それぞれの企業ごとに作成し、提出すること。

イ 会社概要(様式3)

- ・共同企業体で参加する場合は全ての企業に関して提出すること
- ・共同企業体で認証等を記載した場合は、それを証する書面等の写しを添付すること。

ウ 契約実績書(様式4)

- ・地方公共団体における実績について記載すること。なお、記載した業務に係る契約書の写し(業務名、金額、署名等が分かる部分のみで可)を添付すること。

エ 業務の実施体制(様式5)

- ・保有資格を記載した場合は、それを証する資格証等の写しを添付すること。なお、共同企業体の場合、「部署・氏名等」の欄に企業名も加えて作成し、一様式にまとめること。なお、「役割」の欄については、実体制に沿って名称等を変更しても差し支えない。

オ 商業登記簿謄本または法人登記事項証明書

- ・共同企業体で参加する場合は全ての企業に関して提出すること
- ・提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。

カ 市税の納税証明書(完納証明書)

- ・共同企業体で参加する場合は全ての企業に関して提出すること
- ・提出日前3か月以内に秋田市で発行されたもの。写し可。
- ・秋田市に課税されていない場合は、オの書類を発行窓口(秋田市市民税課)に提示すること。

キ 見積書

- ・見積書は消費税および地方消費税を含むものとする。
- ・構築および賃貸借にかかる全ての費用について見積書(リース料含む)を作成すること。A4判、様式は自由とする。ただし、構築および賃貸借に係る事項について、全て網羅したものであること。また、可能な限り項目を細分化し、本市が詳細を把握できる内容とすること。

(2) 提出期限 令和5年5月31日(水) 午後5時

(3) 提出場所 秋田市企画財政部情報統計課(〒010-8560  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎5階)

(4) 提出部数 各 1 部

(5) 提出方法 持参(土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)によること。

## 10 1 次審査

以下のとおり 1 次審査を実施し、秋田市グループウェアシステム更新に関する公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、別添「秋田市グループウェアシステム更新に関する公募型プロポーザル評価基準書」に基づいて審査を行う。

(1) 審査方法 参加表明書兼誓約書等により「6 参加資格」を満たし、別添「秋田市グループウェアシステム更新に関する公募型プロポーザル評価基準書」における「3 (1) 1 次審査の評価」から上位 5 社を選定し、2 次審査を実施する。

(2) 選定結果の通知 令和 5 年 6 月 2 日(金)

## 11 2 次審査の企画提案書等の提出

企画提案書等は、別添「秋田市グループウェアシステム更新に関する公募型プロポーザル提案書等作成要領」に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 提出期限 令和 5 年 6 月 1 4 日(水)午後 5 時

(2) 提出場所 秋田市企画財政部情報統計課(〒010-8560  
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市本庁舎 5 階)

(3) 提出部数 1 5 部および電子データ(PDF 形式)を保存した CD-R (DVD-R も可とする) 1 部。

(4) 提出方法 持参(土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)によること。

## 12 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合。なお、提案者の責めに帰するこ

とができない事由によるものであるときは、その限りではない。

- (2) 提出書類に本市が求める内容が記載されていない等の不備、未記入又は虚偽の記載がある場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 複数の提案を行った場合。
- (5) 見積金額が「5 提案上限金額」を上回る場合。
- (6) 本プロポーザルの公募開始後、本業務に関する事で審査委員に接触を求めた場合。

## 13 2次審査

### (1) 提案書およびプレゼンテーション審査

以下のとおり企画提案に係るプレゼンテーションを実施し、審査委員会が、別添「秋田市グループウェアシステム更新に関する公募型プロポーザル評価基準書」に基づいて審査を行い、本業務について最も適切な者を選定する。

- ① 予 定 日 令和5年7月5日(水)
- ② 場 所 秋田市本庁舎
- ③ 持ち時間等 60分(説明40分、質疑応答20分)以内
- ④ 説 明 者 説明は、本業務のプロジェクトに実際に参加する担当者が行うこと。なお、説明者以外の同席は最大5名まで認める。
- ⑤ 説 明 提出した提案書類に沿って説明する。追加資料の配布は認めないが、提案書の要約である説明用のスライドを印刷したものは許容する。
- ⑥ 使用機器等 プロジェクター、スクリーンおよびレーザーポインターは本市が用意する。
- ⑦ 審 査 方 法 提案の評価は機能や価格等を勘案して総合的に行う。審査項目および配点は、別添「秋田市グループウェアシステム更新に関する公募型プロポーザル評価基準書」のとおり。

## 14 最終選定結果

### (1) 契約候補者の選定

1次審査と2次審査の評価の結果、得点が最も高い者を契約候補者とする。同点の者がいる場合は、審査委員会で協議の上、順位を決定する。

### (2) 最終選定結果の通知と公表

各提案者に係る最終選定結果(評価点数と順位)は、令和5年7月7日(金)に書面で通知する。また、契約候補者以外の名称を除いた上で、各提案者の評価点数を秋田市公式ホームページで公表する。

### (3) 非選定理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は、令和5年7月11日(火)までに、非選定理由について説明を求めることができる。

ア 提出様式 様式自由。ただしA4判とする。

イ 提出場所 秋田市企画財政部情報統計課(〒010-8560  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎5階)

ウ 提出方法 持参(土曜日および日曜日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)によること。

### (4) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、令和5年7月14日(金)までに書面(電子メール)により通知する。

## 15 契約の締結

前述により選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。協議に当たっては契約候補者が議事録を作成し、本市の承認をもって議事録とし、双方合意の上で契約を締結する。なお、協議が不調となった場合は、次順位の者から順に、契約締結の協議を行う。

契約締結に当たっては、契約の相手方は、秋田市財務規則第128条の規定により、契約保証金を納めなければならない。ただし、秋田市財務規則128条第1項各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

## 16 その他

- (1) 企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、提出した提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (5) 参加表明書兼誓約書の提出後に参加を辞退する際には、辞退届(様式自由)を提出するものとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、秋田市情報公開条例(平成9年秋田市条例第39号)に基づく情報公開請求の対象となる。
- (7) 提出された書類等は、審査および説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。
- (8) 提案者が1者であっても2次審査まで実施する。
- (9) 受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。なお、受託者は、受託者の責任において、再委託先に対して、本業務の契約において定める受託者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## 17 担当部署

秋田市企画財政部情報統計課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎5階

電話：018-888-5468

E-mail：ro-plif@city.akita.lg.jp